

船橋市特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく本市における特定事業主行動計画（以下「次世代育成支援特定事業主行動計画」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づく本市における特定事業主行動計画（以下「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」という。）の策定、変更及び円滑な実施を図るため、船橋市特定事業主行動計画策定・実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討等を行うものとする。

- (1) 次世代育成支援特定事業主行動計画及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定に関する事項
- (2) 次世代育成支援特定事業主行動計画及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の変更に関する事項
- (3) 次世代育成支援特定事業主行動計画及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に定める措置の実施に関する事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる所属の人数をもって組織する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、これを代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となり議事の進行及び整理をする。

(参考意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部人事課とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（令和4年4月1日改正）

所 属	人 数
総務部人事課	2名
総務部職員課	2名
消防局総務課	2名
教育委員会管理部教育総務課	1名
教育委員会学校教育部学務課	1名
病院局医療センター事務局総務課	1名